

国際協同組合デー記念フォーラム 特別決議

今、自主自立の組織である協同組合の根幹を揺るがしかねない「農協改革」が政府・財界の主導ですすめられています。

このことについては、我々のナショナルセンターである I C A（国際協同組合同盟）をはじめ国内の協同組合陣営も重大な懸念を表明しています。

また、T P P 交渉も大詰めを迎えており、食料安全保障や医療制度、地域経済・雇用への打撃等、我々国民の生活に大きなマイナスの影響があるのではないかと不安が広がっています。優先すべきは国民生活であり、一部企業の経済優先ではないはずです。

我が国は、戦争をしないと決めて 70 年間歩んできました。しかし、政府は、新たな解釈のもと、安全保障法制を提出してきましたが、衆院憲法審査会で憲法学者 3 人がそろって法案を歯止めのない集団的自衛権の行使につながりかねず、憲法 9 条に違反するものだと批判しました。現内閣が国会や国民の議論を経ずに解釈を覆したのは暴挙だと指摘しました。国民の疑義は深まるばかりで、政府は反対世論に真摯に向かうべきです。

協同組合は、第 2 原則で「組合員による民主的管理」をうたっています。その中で、「協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意思決定に積極的に参加する」とされています。我々協同組合陣営は、常に民主的な世界で生活しています。しかし、農協改革、T P P、安全保障等いずれも共通しているのは、情報開示が乏しく国民的議論が皆無ということなのです。

これらの問題を改めて確認するとともに、協同組合と協同組合を支援する団体の力を結集して国民的議論への展開と政府への積極的な情報開示を働きかけていきます。

2015年7月14日
国際協同組合デー記念フォーラム参加者一同